

# ○湖北環境衛生組合規約

〔昭和43年3月28日  
地指令第176号〕

改正	昭和44年 2月 7日	地指令第 55号	昭和46年1月12日	地指令第 6号
	昭和48年 8月 6日	地指令第532号	昭和58年3月 8日	地指令第44号
	平成 3年12月24日	地指令第826号	平成 9年3月31日	地指令第182号
	平成10年 7月 1日		平成13年3月 5日	地指令第 3号
	平成17年 3月25日	市町村指令第 29号	平成18年1月24日	市町村指令第93号
	平成18年 3月24日	市町村指令第119号	平成19年1月 5日	市町村指令第16号
	平成19年 3月27日	市町村指令第 47号	令和 3年2月 9日	市町村指令第 7号

## 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、湖北環境衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次の市をもって組織する。

石岡市

かすみがうら市

小美玉市

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の事務を共同処理する。

(1) し尿処理施設の設置及び管理に関すること。

(2) し尿の収集、処理に関すること。

2 前項に掲げる事務のうち、小美玉市に係るものについては、旧玉里村及び旧小川町の区域

(平成18年3月26日現在の玉里村及び小川町の区域をいう。)を対象とする。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、石岡市東府中25番1号に置く。

## 第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は14名とし、各市ごとの定数は、

次のとおりとする。

石岡市 7名

かすみがうら市 4名

小美玉市 3名

2 前項の組合議員は、各市の議会において議員のうちから選挙する。

(議員の任期及び補充)

第6条 組合議員の任期は、各市の議会の議員の任期による。

2 組合議員に欠員を生じたときは、各市の議会は、ただちに補欠の組合議員を選挙しなければ

ならない。

3 補欠選挙によって選出された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

### 第3章 組合の執行機関

(執行機関)

第8条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2 管理者は石岡市長を、副管理者は管理者以外の組合を組織する市の長及び石岡市副市長をもってあてる。

3 管理者は、組合の事務を総理し、これを代表する。

4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者が事故あるときは、あらかじめ定めた順序によって、その職務を代理する。

5 管理者及び副管理者の任期は、当該市の長及び石岡市副市長の在職期間とし、その職を失ったときは、同時にその職を失うものとする。

(会計管理者)

第9条 この組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、石岡市会計管理者をもってあてる。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2名を置く。

2 監査委員は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

3 監査委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に組合議員の資格を失ったときは、同時にその職を失うものとする。

(職員)

第11条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

### 第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第12条 組合の経費は、使用料、手数料、その他の収入及び分賦金をもってこれにあてる。

2 分賦金は、組合議会の議決によって定め、組合を組織する市がそれぞれ負担するものとする。

3 前項の分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付しなければならない。

## 第5章 附則

- 1 この規約は、地方自治法第284条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この組合は、管理者が別に定める日までの間は、第3条の規定にかかわらず、し尿処理施設の設置に関する事務のみを行うものとする。

附 則（昭和44年2月7日地指令第55号）

この規約は、地方自治法第284条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和46年1月12日地指令第6号）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年8月6日地指令第532号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和58年3月8日地指令第44号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成3年12月24日地指令第826号）

この規約は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日地指令第182号）

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月5日地指令第3号）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日市町村指令第29号）

この規約は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年1月24日市町村指令第93号）

この規約は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成18年3月24日市町村指令第119号）

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日市町村指令第16号）

この規約は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成19年1月28日
- (2) 第2条の規定 平成19年5月1日
- (3) 第3条の規定 平成19年12月1日

附 則（平成19年3月27日市町村指令第47号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月9日市町村指令第7号）

この規約は、令和3年4月1日から施行する。